

科目名 〈英語表記〉	憲法訴訟理論の展開	科目ナンバー		授業形態
	Judicial Review and Constitutional Law	JAEP09906		講義
担当者	渡邊 賢	開講期	単位数	必修・選択
		前期	2	自由選択

## 1. 科目の主題

この講義では、憲法訴訟に関する主要な裁判例をフォローしつつ、憲法訴訟に関する基本的理論を理解することを目的とする。憲法訴訟論は、手続的な側面と実体的な側面に分けることができるが、いずれの点でも憲法と行政法を関連させて理解することが重要となる。そこで、受講者には、憲法訴訟に関する概説書だけでなく、場合によっては行政法（特に行政訴訟）の概説書も読んで予習することが求められる。講義は、教員が質問し、それに受講者が答える形式で進められる。

## 2. 到達目標

この講義は、法律基本科目の自由選択科目として、3年課程の3年次、あるいは2年課程の2年次に配当されるものであり、すでに「人権の基礎理論」「統治の基本構造」（3年課程の1年次配当）、「公法総合演習1」（3年課程の2年次、2年課程の1年次配当）を履修している者を対象とする。この講義のこのような位置づけから、この講義ではいわゆる憲法訴訟といわれる領域につき、特に「司法による基本的人権の実効的保護」という観点を中心に置き、判例法理を素材としつつ具体的な事例に則して議論することを通して、基本的人権の実効的保護のための創造的な法的枠組みを展開する能力を涵養することが、この講義の到達目標である。

## 3. 授業内容・授業計画

### (1) (2) 付随的違憲審査制

日本国憲法 81 条が規定する違憲審査の基本類型としての付随的違憲審査制度の根拠、具体的内容、可能な範囲について検討する。さらに、民事事件、刑事事件、行政事件という訴訟類型で提起される憲法訴訟でそれぞれ問題となりうる論点について検討を加える。警察予備隊事件判決とともに、客観訴訟における違憲審査の判例をとりあげる。そして、付随的違憲審査制度の可能な範囲を探るため、勧告的意見制度の可否についても検討を加える。

### (3) (4) 訴訟要件①：司法権の内容と限界—法律上の争訟

裁判所法 3 条の「法律上の争訟」の要件とその具体的適用例を検討し、付随的違憲審査権の発動要件を検討する。その際、法律を制定する議事手続のように議院の自律権に属する行為が憲法上裁判所の判断対象とならないことも検討する。

### (5) (6) 訴訟要件②：司法権の限界—部分社会論

部分社会論に関する諸判例を取り上げ、司法権の限界について検討する。

### (7) 訴訟要件③：適法な訴訟類型—行政訴訟と憲法訴訟。憲法上の争点を提起する当事者適格

まず、行政事件訴訟の訴訟要件をめぐる問題のうち、特に、抗告訴訟の対象となる国家行為の具体性や原告適格に関する問題を、憲法上の司法権論や裁判を受ける権利論の観点から批判的にとりあげる。次に、憲法上の争点を提起することのできる当事者適格の問題を検討する。

### (8) 憲法訴訟提起の方法—立法行為と憲法訴訟

立法不作為により人権を侵害された場合、国家賠償請求訴訟や立法不作為の違憲確認訴訟等によって、どのような救済が可能かについて検討する。在宅投票制度廃止事件判決、ハンセン病患者の強制隔離政策に関する熊本地裁判決、在外邦人選挙権訴訟判決等を取りあげる。

### (9) 統治行為論と憲法判断回避の手法

まず、違憲審査の対象に関する問題として、統治行為論について検討する。苫米地事件判決や砂川事件判決等を主な判例としてとりあげる。次に、憲法判断回避の準則を、恵庭事件判決を主な判例としてとりあげつつ、検討する。

### (10) 違憲審査基準論

二重の基準論に関する学説上の議論と、判例におけるこの理論の位置づけを行なったうえで、違憲審査における立法裁量と行政裁量の取り扱い方について検討する。

**(11) (12) (13) 憲法判断の方法 憲法判断の効力 実効的権利救済**

まず、文面審査、適用審査等の違憲審査の方法、法令違憲、適用違憲等の違憲判決の方法等に関し検討を加える。次に、違憲判決の効力に関する学説、実務上の取扱を確認した後、将来効判決、事情判決等違憲判決の効力に関する手法等についても検討を加える。最後に、実際に侵害されたあるいは侵害が予測される権利を実効的に救済するための問題を検討する。これに加えて、非訟事件と裁判の公開の問題を取りあげる。

**(14) 全体のまとめ**

**(15) 期末試験**

**4. 事前・事後学習の内容**

事前に各回の対象とする判例を精確に読み込んでおくこと。受講後は必ず復習すること。

**5. 教材**

- ・戸松秀典『憲法訴訟(第2版)』(有斐閣、2008年)
- ・長谷部恭男・石川健治・宍戸常寿編『憲法判例百選ⅠⅡ〔第6版)』(有斐閣、2013年)
- ・大阪市大憲法判例集Ⅰ&Ⅱ(大阪市大で教材用に作成したもの)
- ・野中俊彦＝中村睦男＝高橋和之＝高見勝利『憲法Ⅰ、Ⅱ〔第5版)』(有斐閣、2011年)。
- ・担当教員が指定する判例・論文・判例評釈等。

**6. 評価方法**

絶対評価・相対評価

各講義における質問や議論への参加の状況(成績評価全体のうち15%の比重を占める)及び学期末の試験(同じく85%の比重を占める)により評価を行う。

**7. 受講生へのコメント**